滋賀県収入証紙貼付欄

様式第４号（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旅館業営業承継承認申請書（相続）  年　　月　　日  （宛先）  滋賀県知事    旅館業法第３条の４第１項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | 受付欄 |
|  |
| 申請者 | ふりがな  氏名 |  | 年　　月　　日生 |
| 住所 | 〒  電話（　　）　　― | |
| 被相続人との続柄 |  | |
| 被相続人 | ふりがな  氏名 |  | |
| 住所 | 〒  電話（　　）　　― | |
| 相続開始年月日 | | 年　　　　月　　　　日 | |
| 営業の種別 | | □旅館・ホテル営業　　□簡易宿所営業　　□下宿営業 | |
| ふりがな  施設の名称 | |  | |
| 施設の所在地 | | 〒  電話（　　）　　― | |
| 法第３条第２項各号に該当することの有無 | | □有  　□(1)　精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者  　□(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  　□(3)　禁錮以上の刑に処せられ、または法もしくは法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過していない者  　□(4)　法第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者 | |
|  | | □(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して５年を経過しない者（以下この様式において「暴力団員等」という。）  　□(6)　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(1)から(5)までのいずれかに該当する者  　□(7)　暴力団員等がその事業活動を支配する者  □無 | |
| 法第３条第３項各号に該当することの有無（有の場合にあつては、施設の名称および敷地までの距離） | | □有  　□　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この様式において「幼保連携型認定こども園」という。）  　□　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）  　□　社会教育法（昭和24年法律第207号）第２条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、法第３条第３項第１号および第２号に掲げる施設に類するものとして滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第３号）第２条第１項に規定するもの  施設名称（　　　　　　　　）、距離（　　m）  □無 | |
| 旅館業法施行条例別表第２第５項第１号の区域に該当することの有無（有の場合にあつては、当該施設の名称および敷地までの距離） | | □有  施設名称（　　　　　　　　）、距離（　　m）  □無 | |
| 旅館業法施行条例別表第２第５項第２号の地域に該当することの有無 | | □有　　　　　　　　　　□無 | |

　注１　次の書類を添付すること。

　　　(１)　戸籍謄本または不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

　　　(２)　相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

　　２　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。